



鳥取県土木工事共通仕様書（第1編共通編、第8編公園緑地工事編）の一部改訂 について（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成14年6月6日

管第537号
平成14年6月6日

日野総合事務所県土整備局長
部内各課長
各地方県土整備局長
鳥取港湾事務所長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥取空港管理事務所長
} 様

県土整備部長

鳥取県土木工事共通仕様書（第1編共通編、第8編公園緑地工事編）の一部改訂
について（通知）

平成13年5月24日付管第151号で通知したこのことについて、このたび、第1編共通編、第8編公園緑地工事編を一部改訂し、平成14年7月1日以降起工決裁する工事から適用することとしたので、通知します。

記

- 改訂概要
- 下記工事について、1級または2級造園技能士の常駐を義務付ける。
(1) 高木又は中木が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工
(2) 修景的な技術を要する石組工、流れ工、池工等
(3) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事
 - 植栽種は原則として在来種とする。

鳥取県土木工事共通仕様書の一部改訂

現 行		改 定（案）	
第1編 第6章 第2節	共通編 植栽工 植栽材料	第1編 第6章 第2節 (追加) 6-2-1	共通編 植栽工 植栽材料 植栽種 植栽材料は、原則として地域の自然条件にあった在来種とする。
6-2-1	樹木	(番号繰延) 6-2-2	(同左)
6-2-2	地被類、つる性植物、竹ささ類	〃 6-2-3	〃
6-2-3	特殊樹木及び草本類	〃 6-2-4	〃
6-2-4	支柱等	〃 6-2-5	〃
6-2-5	土壌、農薬、肥料及び土壌改良剤	〃 6-2-6	〃
第3節	植栽	第3節 (追加) 6-3-1	植栽 造園技能士 1. 次の工事については、造園技能士が工事現場に常駐し、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。 (1) 高木又は中木が含まれる樹木の植付・支柱取付・樹木管理を伴う樹木植栽工 (2) その他、造園技能士の技術が必要と認められる工事 2. 造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。
6-3-1	保護、養生	(番号繰延) 6-3-2	(同左)
6-3-2	植栽	〃 6-3-3	〃
6-3-3	支柱	〃 6-3-4	〃